

長 建 協 発 第 1 7 2 号
平成 2 8 年 7 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県建設工事標準請負契約書（平成 2 2 年 1 2 月 3 日長崎県告示第 9 8 6 号）について、下記のとおり改正された旨、別添のとおり県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

1.改正理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 8 年総務省令第 6 1 号）が 5 月 2 7 日付けで公布・施行され、前払金の使途が拡大されたため。

2.改正内容

第 3 6 条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の 1 0 0 分の 2 5 とする。」

3.施行年月日

平成 2 8 年 6 月 2 4 日以降に契約締結する建設工事から施行する。

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 6 月 2 4 日までに締結した契約については、発注者と受注者間で協議の上請負契約を変更し、適用するものとする。ただし、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により変更する必要がない場合は、変更しなくても差し支えない。